

香川地方最低賃金審議会
第3回香川県最低賃金専門部会
会 議 次 第

令和6年8月1日(木)15:20～
高松サンポート合同庁舎北館7階
702会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について
 - (2) 香川県最低賃金額改正の審議について
 - (3) その他
- 3 閉 会

香川地方最低賃金審議会
第3回香川県最低賃金専門部会
資 料 目 次

- 資料No. 1 令和6年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）
- 資料No. 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
- 資料No. 3 香川県の雇用情勢（令和6年6月分）、労働市場の動向（令和6年6月）香川県、2024年6月分
職業別求人賃金、求職者希望賃金 香川労働局職業安定部
- 参考資料No. 1 立石委員提出資料

香川労働局

令和6年3月卒

新規学卒者初任給情報 (確定版)

* 集計の対象

この情報は、3月から4月までの2ヶ月間の雇用保険被保険者資格取得データのうち、被保険者となった日が3月1日から4月30日の間で被保険者となった原因が「新規学校卒業者」であり雇用形態が「その他」の者を抽出しました。

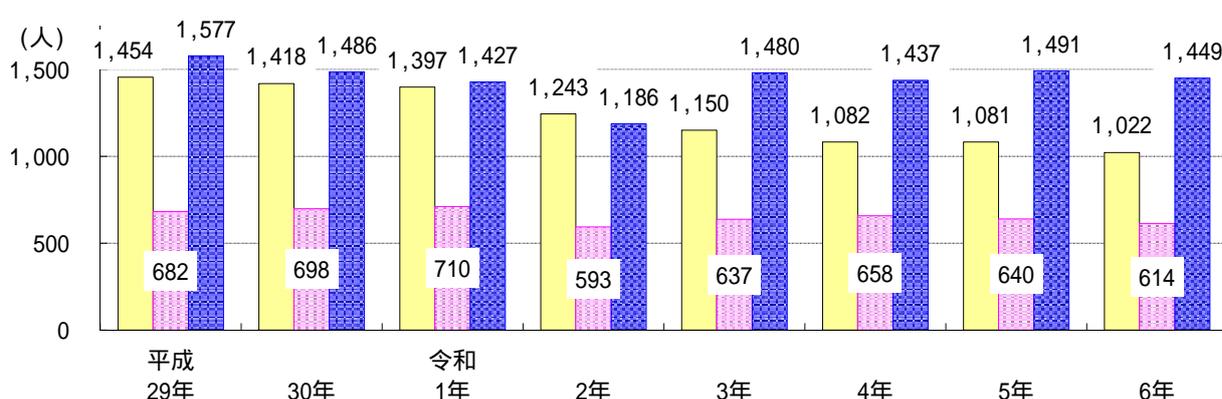
なお、4月1日現在の年齢が15歳の者を中学校卒、18歳の者を高等学校卒、20歳の者を短期大学(高等専門学校を含む)卒、22歳の者を大学卒とみなして、これらの年齢に該当する者を対象としました。

* 集計の方法

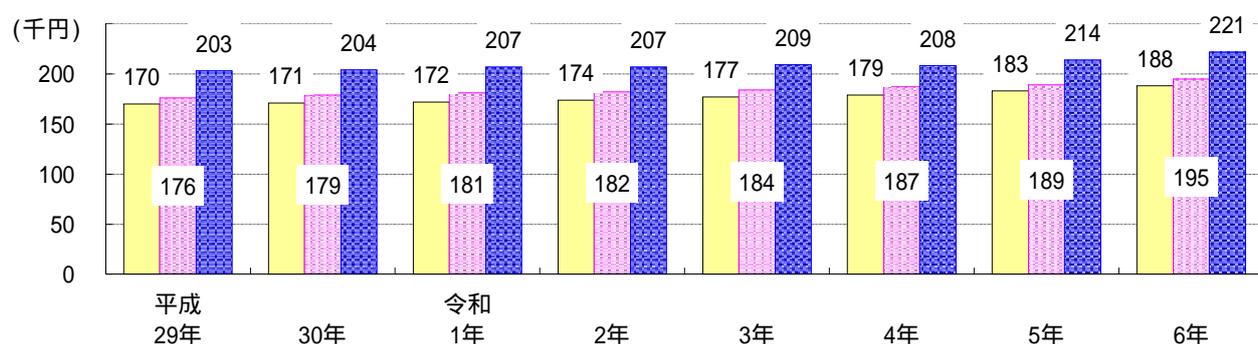
初任給額については、雇用保険被保険者資格取得届の賃金月額欄に記入された賃金額(*)を基礎として算術平均値を算出し、四捨五入により千円単位で表示しています。

(*)毎月決まって支払われる各種の手当および現物給与は含み、超過勤務手当、賞与およびその他の臨時的給与は含みません。

最近の新規学卒者採用動向 (香川労働局管内計)



最近の新規学卒初任給の動向 (香川労働局管内計)



令和6年7月30日 発行

香川労働局 職業安定部 職業安定課

〒70-0019

香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 3階

TEL 087-811-8922

FAX 087-811-8934



皆様からの「ありがとう」のために、ハローワークは頑張ります。

新 規 学 卒 者 初 任 給 情 報 (確 定 版)
 令和6年3月卒 香川労働局管内計

* 賃金額の単位は千円。

	中 学		高等学校		短 大 等		大 学		
	人数	賃金額	人数	賃金額	人数	賃金額	人数	賃金額	
合計	4	166	1,022	188	614	195	1,449	221	
業 別	A B 農林漁業	-	-	7	181	7	188	2	260
	C 鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	D 建設業	3	167	162	196	34	208	163	240
	E 製造業	1	160	415	188	97	198	262	221
	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	25	176	25	200	43	222
	G 情報通信	-	-	4	183	8	211	58	229
	H 運輸業	-	-	74	173	21	167	57	181
	I 卸売・小売	-	-	89	184	83	191	158	214
	J 金融・保険	-	-	11	178	16	185	141	219
	K 不動産	-	-	7	195	16	208	83	236
	L 学術研究	-	-	40	190	20	189	46	220
	M 飲食・宿泊	-	-	70	194	39	193	36	216
	N 生活関連・ 娯楽	-	-	16	184	40	186	12	202
	O 教育・学習	-	-	-	-	21	188	68	214
	P 医療・福祉	-	-	44	190	173	199	238	224
	Q 複合サービス	-	-	27	191	3	187	31	211
	R サービス	-	-	31	193	11	194	51	217
	S T 公務・その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業 別	専門・技術的職業	-	-	184	189	233	197	418	226
	管理的職業	-	-	2	190	8	194	17	253
	事務的職業	-	-	250	183	122	192	593	219
	販売の職業	-	-	43	185	36	191	143	219
	サービスの職業	-	-	134	190	136	196	182	222
	保安の職業	-	-	1	188	1	200	2	210
	農林漁業の職業	-	-	13	205	8	188	6	225
	運輸・通信の職業	-	-	44	186	8	164	8	185
	生産工程・労務の 職業	4	166	351	191	62	198	80	219
事 業 所 規 模 別	4人以下	-	-	22	187	29	185	12	203
	5～29人	4	166	110	185	112	190	95	210
	30～99人	-	-	198	194	143	189	236	216
	100～299人	-	-	238	189	133	196	280	225
	300～499人	-	-	98	193	49	200	160	223
	500～999人	-	-	222	183	58	209	241	224
	1,000人以上	-	-	134	186	90	199	425	223

* 4月末までの雇用保険被保険者資格取得データのうち、被保険者となった原因が「新規学校卒業者」で、4月1日現在の年齢が15歳の者を中学卒、18歳の者を高等学校卒、20歳の者を短大等卒、22歳の者を大学卒とみなして集計。

* 人数欄の表示「 - 」はデータがないことを表しています。

新規学卒者初任給情報 (確定版)

令和6年3月卒 全国計

* 賃金額の単位は千円。

	中 学		高等学校		短 大 等		大 学		
	人数	賃金額	人数	賃金額	人数	賃金額	人数	賃金額	
合計	451	172	100,351	192	69,866	209	236,595	237	
業 別	A B 農林漁業	5	170	705	189	547	198	400	216
	C 鉱業	-	-	96	193	13	196	52	247
	D 建設業	182	181	10,339	200	3,031	216	12,717	243
	E 製造業	210	164	46,246	190	7,154	205	30,572	234
	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	994	188	245	205	1,032	231
	G 情報通信	-	-	917	197	4,081	218	25,580	245
	H 運輸業	6	181	5,825	195	1,335	204	6,922	225
	I 卸売・小売	16	166	12,071	194	11,049	207	43,024	235
	J 金融・保険	-	-	1,341	181	618	197	16,231	235
	K 不動産	1	171	969	194	1,156	219	8,993	250
	L 学術研究	1	190	2,263	195	3,618	211	15,701	243
	M 飲食・宿泊	13	186	4,968	195	5,174	210	6,083	230
	N 生活関連・ 娯楽	5	163	2,625	193	7,482	206	3,914	233
	O 教育・学習	-	-	285	186	3,949	208	7,555	233
	P 医療・福祉	6	179	4,656	187	14,825	209	37,543	235
	Q 複合サービス	1	226	1,111	177	426	188	2,330	213
	R サービス	5	158	4,893	193	5,099	209	17,430	233
	S T 公務・その他	-	-	47	193	64	220	516	245
	業 別	専門・技術的職業	22	193	14,811	192	25,434	212	78,157
管理的職業		127	174	1,914	191	608	210	4,157	245
事務的職業		35	114	15,775	188	9,445	202	67,913	236
販売の職業		8	174	7,132	196	5,827	212	36,826	237
サービスの職業		22	175	14,323	194	21,100	209	33,958	234
保安の職業		-	-	759	204	322	210	703	222
農林漁業の職業		5	170	774	191	602	199	575	221
運輸・通信の職業		13	169	4,973	198	730	207	2,461	231
生産工程・労務の 職業	219	179	39,890	192	5,798	203	11,845	228	
事 業 所 規 模 別	4人以下	69	179	1,349	192	1,850	195	1,672	222
	5～29人	143	178	9,481	192	13,183	202	14,132	225
	30～99人	40	187	18,062	191	15,364	208	30,911	232
	100～299人	13	173	24,143	191	14,941	209	50,114	235
	300～499人	4	165	10,953	192	6,863	211	29,162	236
	500～999人	-	-	12,678	193	7,309	214	38,461	238
	1,000人以上	182	163	23,685	194	10,356	215	72,143	242

* 4月末までの雇用保険被保険者資格取得データのうち、被保険者となった原因が「新規学校卒業者」で、4月1日現在の年齢が15歳の者を中学卒、18歳の者を高等学校卒、20歳の者を短大等卒、22歳の者を大学卒とみなして集計。

* 人数欄の表示「-」はデータがないことを表しています。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

年	香川局			全 国		
	監督実施 事業場数	最賃支払義 務違反事業 数	違反率 (%)	監督実施事 業場数	最賃支払義務 違反事業数	違反率 (%)
2	170	16	9.4	15,600	2,080	13.3
3	150※	15	10.0	9,308	751	8.1
4	192	14	7.3	14,965	1,607	10.7
5	172	10	5.8	15,105	1,558	10.3
6	171	18	10.5	15,485	1,633	10.5

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

香川県の雇用情勢（令和6年6月分）

- 6月の有効求人倍率（季調値） **1.43倍**（前月差 **▲0.05ポイント**）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.15倍**（前年同月差 **0.02ポイント**）
- 雇用情勢判断 「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.05ポイント低下。155か月連続で1倍台(全国第5位、全国1.23倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.02ポイント上昇(全国第9位、全国0.96倍)

年 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求人倍率	1.37	1.41	1.41	1.45	1.48	1.43
正社員有効求人倍率	1.19	1.17	1.13	1.11	1.14	1.15

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
2. 令和5年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- **判断を据え置き**

変更した月	変 更 し た 内 容	判断方向
令和6年5月	求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。	上方修正
令和5年10月	求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。	下方修正
令和4年9月	持ち直している	据え置き
令和4年6月	新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、持ち直している	据え置き

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、7,376人(前年同月比 10.5%減) 3か月ぶりに減少
増加した主な産業は、運輸業、郵便業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉 等
減少した主な産業は、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、製造業 等

年 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
前年同月比(%)	▲2.4	1.3	▲7.9	6.7	7.8	▲10.5

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、3,247人(前年同月比 9.1%減) 2か月連続で減少

年 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
前年同月比(%)	5.6	▲3.1	▲10.2	4.1	▲3.3	▲9.1

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

香川労働局発表
令和6年7月30日(火)
午前 8:30 解禁

1. 労働市場

(1) 概況 有効求人倍率 1.43 倍 (前月より 0.05 ポイント低下) 全国 5 位

6月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.43倍(全国5位)と前月より0.05ポイント低下した。平成23年8月以降、155か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、運輸業、郵便業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉等で増加し、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、製造業等で減少となり、全体で10.5%減と3か月ぶりに減少した。有効求人(原数値で前年同月比)は、0.6%減と2か月ぶりに減少した。新規求職(原数値で前年同月比)は、9.1%減と2か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は0.0%増と12か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.49倍、丸亀1.25倍、坂出1.51倍、観音寺1.19倍、さぬき0.83倍、土庄1.61倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.15倍と0.02ポイント上昇した。正社員の新規求人は8.2%減、非正社員の新規求人は12.5%減となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は48.6%と前年同月より1.2ポイント上昇した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とした。

○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	5年 6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
香川県	1.45	1.45	1.44	1.42	1.40	1.38	1.38	1.37	1.41	1.41	1.45	1.48	1.43
四国	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.29	1.31	1.30	1.27	1.26
全国	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。
3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.15 倍 (前年同月を 0.02 ポイント上回る)

正社員の有効求人倍率は1.15倍となり、前年同月を0.02ポイント上回った。2か月連続で前年同月を上回った。

項目	年 月			前年同月比、 差 (%、ポイント)
	6年5月	6年6月	5年6月	
正社員新規求人数 (人)	3,780	3,582	3,904	▲8.2
正社員有効求人数 (人)	11,192	10,955	10,964	▲0.1
正社員就職件数 (件)	538	524	551	▲4.9
常用フルタイム有効求職者数 (人)	9,846	9,519	9,695	▲1.8
正社員有効求人倍率 (倍)	1.14	1.15	1.13	0.02
正社員充足率 (%)	14.2	14.6	14.1	0.5

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)
2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向

新規求人数 7,376人 (前年同月比 10.5%減少)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 10.5%減と3か月ぶりに減少した。産業別では、建設業(10.6%減)、製造業(21.2%減)、情報通信業(7.5%減)、運輸業、郵便業(34.9%増)、卸売業、小売業(25.6%減)、宿泊業、飲食サービス業(27.4%減)、生活関連サービス業、娯楽業(10.9%増)、医療、福祉(1.8%増)、サービス業(16.7%減)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	6年1月	6年2月	6年3月	6年4月	6年5月	6年6月
農 業	▲ 47.7	▲ 16.2	▲ 33.0	31.0	▲ 13.2	▲ 16.4
建設業	▲ 100.0	133.3	50.0	▲ 100.0	0.0	▲ 50.0
製造業	▲ 19.8	▲ 4.0	▲ 23.7	▲ 13.1	4.0	▲ 21.2
食料品製造業	▲ 33.9	▲ 30.5	▲ 33.2	▲ 29.5	▲ 24.1	▲ 6.0
繊維工業	▲ 26.9	2.4	▲ 23.3	24.4	45.5	▲ 41.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	▲ 41.1	86.0	▲ 11.9	▲ 65.4	59.2	15.6
印刷・関連業	▲ 6.5	▲ 37.0	▲ 30.0	▲ 23.6	▲ 2.5	▲ 40.6
プラスチック製品	200.0	▲ 44.9	▲ 50.0	52.0	48.1	▲ 36.2
金属製品	5.6	50.6	3.9	11.7	30.9	▲ 23.1
はん用機械器具	▲ 30.6	▲ 5.5	15.7	▲ 18.2	▲ 23.3	0.0
生産用機械器具	▲ 15.4	21.1	▲ 12.9	16.7	▲ 59.2	▲ 35.0
電子部品・デバイス・電子回路	85.7	▲ 53.3	▲ 14.3	75.0	▲ 33.3	110.0
電気機械器具	▲ 29.6	▲ 44.4	11.4	7.4	39.4	25.0
輸送用機械器具製造業	▲ 37.4	87.9	▲ 39.7	▲ 22.6	35.6	▲ 47.8
電気・ガス・熱供給・水道業	212.5	13.6	▲ 41.2	(400.0)	(14.3)	(▲ 26.7)
情報通信業	11.6	95.7	▲ 13.5	▲ 74.1	▲ 19.6	▲ 7.5
運輸業、郵便業	▲ 21.1	0.2	▲ 5.3	(7.9)	(5.0)	(34.9)
卸売業、小売業	▲ 11.2	0.9	▲ 5.5	(▲ 0.4)	(7.4)	(▲ 25.6)
卸売業	0.4	▲ 6.7	▲ 8.9	(0.0)	(▲ 24.1)	(▲ 9.5)
小売業	▲ 15.9	5.4	▲ 2.9	(▲ 0.5)	(28.4)	(▲ 35.0)
金融業、保険業	4.6	22.2	▲ 8.7	82.8	93.5	▲ 8.8
不動産業、物品賃貸業	26.1	▲ 14.5	▲ 8.5	11.1	5.4	▲ 12.6
学術研究、専門・技術サービス業	▲ 6.3	▲ 21.8	▲ 5.8	▲ 6.3	10.7	▲ 21.4
宿泊業、飲食サービス業	▲ 30.6	39.4	▲ 12.7	2.2	▲ 2.7	▲ 27.4
生活関連サービス業、娯楽業	17.6	▲ 22.6	31.9	39.6	11.0	10.9
教育、学習支援業	10.3	▲ 18.2	▲ 9.2	▲ 10.9	13.8	0.0
医療、福祉	6.5	4.9	5.6	(▲ 6.6)	(10.0)	(1.8)
医療業	10.7	7.8	3.7	(▲ 3.7)	(11.9)	(▲ 0.7)
社会保険・福祉・介護	2.6	3.1	8.3	(▲ 9.3)	(8.0)	(3.3)
複合サービス事業	3.3	▲ 51.6	22.2	17.0	133.3	▲ 42.0
サービス業(他に分類されないもの)	13.0	15.9	▲ 15.5	(29.2)	(21.4)	(▲ 16.7)
公務・その他	▲ 0.8	▲ 13.8	13.0	61.7	▲ 11.5	6.3

(注) パートタイムを含む全数。 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

- 建設業 求人提出時期のずれの影響により減少したが人手不足の状況は継続している。有資格者について従業員紹介により人材の確保を図る事業所もみられる。
- 製造業 食料品製造業等では採用計画の見直しや充足等により減少した。その他の業種においても業務効率化による省人化や物価高騰による受注量減少等により求人が減少した事業所もみられた。
- 運輸業、郵便業 旅行需要の高まりや受注量の増加などの要因により旅客運送業、貨物運送業ともに人手不足を背景にした求人が増加した。
- 卸売業、小売業 卸売業では求人提出時期のずれや充足等により求人が減少した。小売業では前年に生活雑貨の店舗の新規出店によるまとまった規模でのパート求人が出された反動等により減少した。
- 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業は増加したものの、飲食業について求人数の多い異業種展開する事業所での求人提出のずれにより全体としては減少した。
- 生活関連サービス業、娯楽業 宿泊温泉施設のリニューアルオープンに向け複数の求人が提出された事等により求人が増加した。
- 医療、福祉 慢性的な人手不足が続いており、看護師等の専門職を中心に求人が更新されている。
- サービス業 前年にコールセンタースタッフの新規受注による大口求人があったこと等により求人が減少した。

(4) 求職の動向 **新規求職者数 3,247人 (前年同月比9.1%減少)**

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比9.1%減と2か月連続で減少した。うち、一般求職者は7.2%減と2か月連続で減少、パート求職者は11.9%減と3か月ぶりに減少した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専門・技術的職業	1.91
事務的職業	0.56
販売の職業	2.34
サービスの職業	3.24
生産工程の職業	2.41
輸送・機械運転の職業	2.29
建設・採掘の職業	6.51
運搬・清掃・包装等の職業	1.11

(注)1.各職業は、雇用期間4か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。
2.職業分類は、平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比7.2%減と2か月連続で減少した。常用有効求職者は前年同月比1.8%減と2か月連続で減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
常用 新規 求職	6年2月	▲4.1	▲7.6	▲12.7	▲4.1	▲6.9	10.4	▲2.1
	3月	▲10.3	▲24.1	▲19.6	▲9.9	▲2.9	0.4	5.2
	4月	3.1	▲0.9	▲2.7	▲3.2	10.4	8.0	▲1.8
	5月	▲6.8	▲4.7	▲3.7	3.8	▲14.2	▲10.3	▲13.6
	6月	▲7.2	▲14.5	▲8.1	▲4.2	▲7.3	▲3.8	▲7.8
常用 有効 求職	6年2月	2.7	▲1.5	▲0.9	▲1.3	4.8	9.0	5.0
	3月	0.4	▲4.9	▲6.4	▲2.2	4.5	7.4	6.3
	4月	0.9	▲5.7	▲5.5	1.2	3.8	7.1	5.6
	5月	▲0.5	▲4.4	▲2.5	1.1	▲1.2	2.8	0.9
	6月	▲1.8	▲6.8	▲0.0	▲0.9	▲3.0	▲0.4	▲2.2

(注)雇用期間4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比6.9%減と2か月連続で減少、離職者も6.5%減と2か月連続で減少した。うち、事業主都合離職者は6.0%減と6か月連続で減少、自己都合離職者は4.5%減と2か月連続で減少した。無業者は14.8%減と2か月連続で減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
計		▲7.2	▲14.5	▲8.1	▲4.2	▲7.3	▲3.8	▲7.8
求職理由	在職者	▲6.9	▲5.4	▲13.2	0.6	▲12.8	2.5	10.2
	離職者	▲6.5	▲18.2	▲7.8	▲7.8	0.0	▲5.3	▲11.2
	事業主都合	▲6.0	▲41.7	▲13.8	6.4	7.3	▲14.7	▲20.4
	自己都合	▲4.5	▲15.7	▲6.2	▲9.8	▲4.1	10.2	11.2
無業者		▲14.8	▲19.3	30.4	▲7.1	▲48.0	▲17.4	▲38.5

(注)雇用期間4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注)令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向 就職件数 1,233 件 (前年同月比 0.2%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 0.2%減と 3 か月ぶりに減少した。うち一般は 6.8%減と 3 か月ぶりに減少、パートは 7.8%増と 3 か月連続で増加した。

パートを含む新規就職率は 38.0%で、前年同月を 3.4 ポイント上回った。

○就職件数の前年同月比 (%)

	全 数	一 般	年 齢		パート
			44 歳以下	45 歳以上	
6 年 2 月	3.8	10.5	4.9	17.3	▲3.0
3 月	▲11.3	▲8.9	▲14.6	▲3.3	▲14.0
4 月	3.2	3.5	▲2.2	10.9	2.9
5 月	3.7	2.2	2.5	1.9	5.4
6 月	▲0.2	▲6.8	▲13.0	0.7	7.8

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係 受給者実人員 3,573 人(前年同月比 3.5%減少)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 3.5%減と 3 か月ぶりに減少した。

○年齢別受給者実人員 (人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,573	▲3.5
29 歳以下	520	▲6.8
30～44 歳	885	▲5.4
45～59 歳	1,255	▲4.4
60 歳以上	913	2.1
44 歳以下	1,405	▲6.0
45 歳以上	2,168	▲1.8

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 50.4%減と 2 か月ぶりに減少した。

建設業は 3 か月連続で増加、製造業は 2 か月ぶりに減少、運輸、郵便業は 4 か月連続で減少、卸売・小売業は 2 か月ぶりに減少、宿泊業、飲食サービス業は 6 か月ぶりに減少、医療、福祉は 2 か月連続で減少、サービス業は 3 か月ぶりに減少した。

○産業別事業主都合解雇者 (人、%)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	123	▲50.4
建設業	17	6.3
製造業	30	▲16.7
運輸、郵便業	7	(▲90.0)
卸売・小売業	17	(▲73.4)
宿泊、飲食サービス業	3	▲66.7
医療、福祉	13	(▲23.5)
サービス業	8	(▲33.3)

(注) 1. 「高齢+特例」被保険者を含む。

2. 令和 6 年 4 月以降については令和 5 年 7 月改定の「日本標準産業分類に基づく区分」、令和 6 年 3 月以前については平成 25 年 10 月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和 6 年 4 月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

2. 経済情勢（2024年7月12日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。6月短観における設備投資（全産業）をみると、2024年度は、前年を上回る計画となっている。

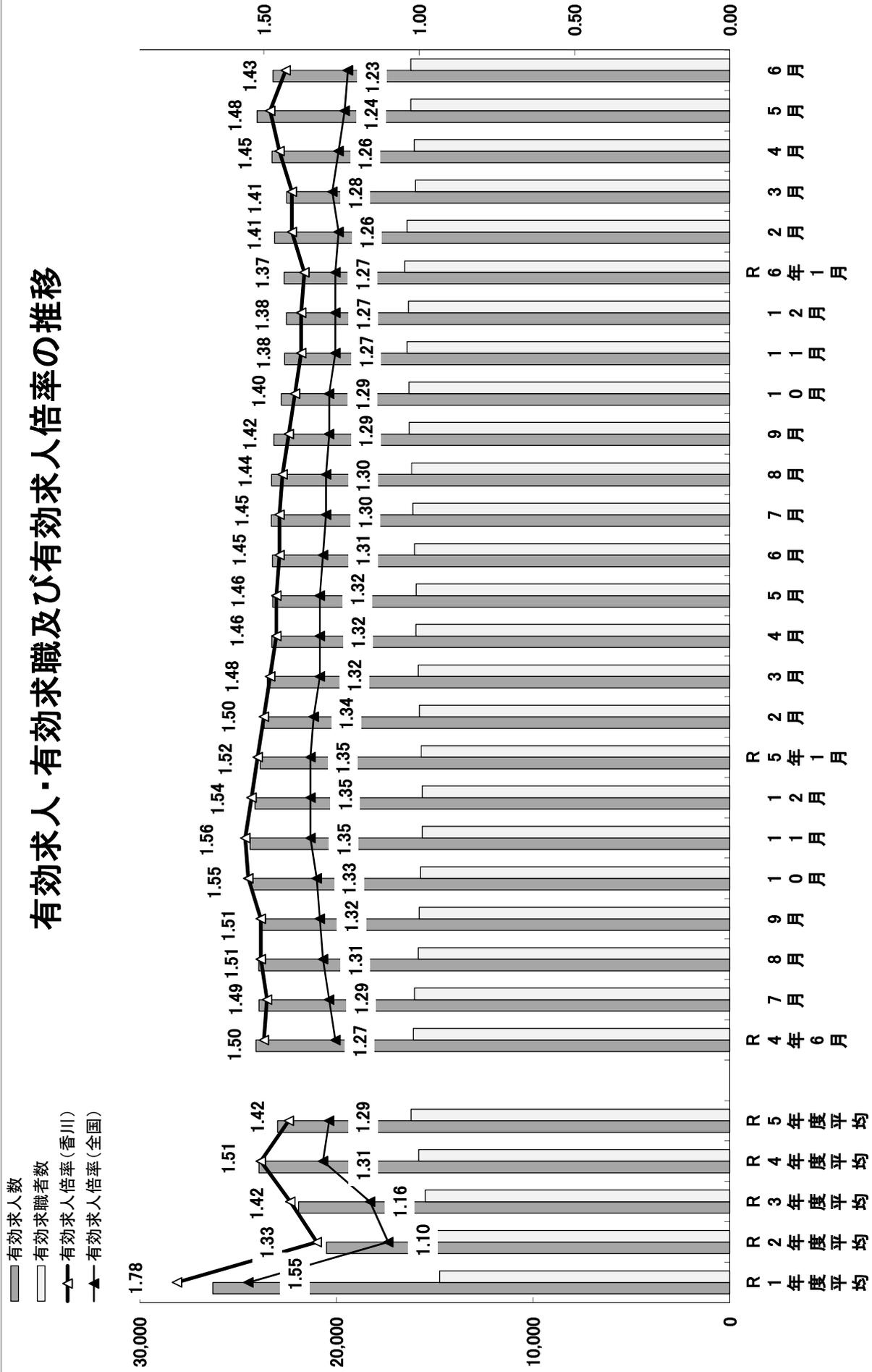
個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。大型小売店の売上は、底堅く推移している。乗用車販売は、弱い動きとなっている。家電販売は、弱めの動きとなっている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

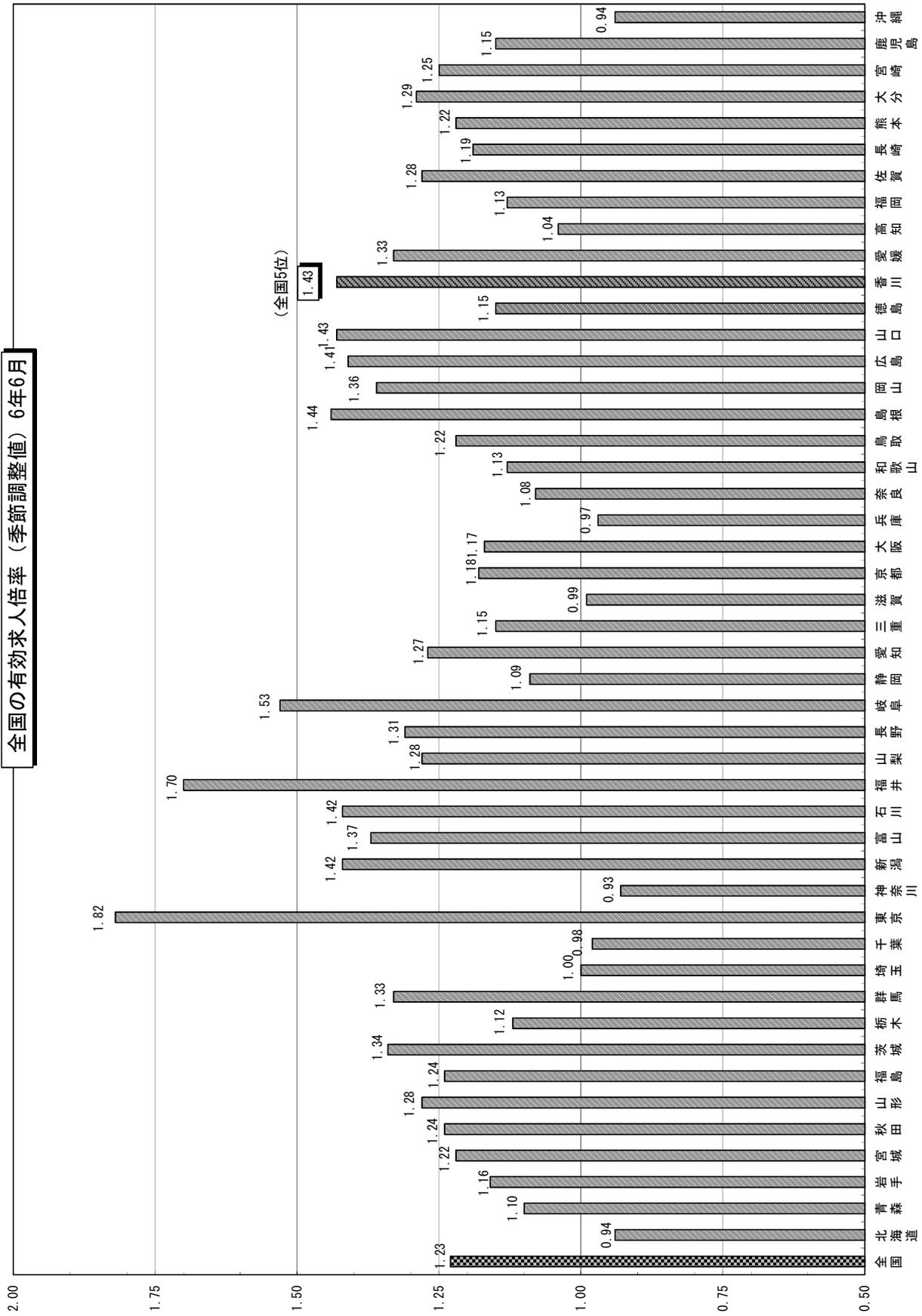
- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。
化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。汎用・生産用機械は、横ばい圏内の動きとなっている。金属製品は、持ち直しのペースが鈍化している。電気機械は、弱めの動きが続いている。輸送機械は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。
- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%台半ばのプラスとなっている。

有効求人・有効求職及び有効求人倍率の推移



	有効求人倍率 (倍)	順位
全国	1.23	45
北海道	0.94	45
青森	1.10	37
岩手	1.16	30
宮城	1.22	24
秋田	1.24	22
山形	1.28	17
福島	1.24	22
茨城	1.34	12
栃木	1.12	36
群馬	1.33	13
埼玉	1.00	41
千葉	0.98	43
東京	1.82	1
神奈川	0.93	47
新潟	1.42	7
富山	1.37	10
石川	1.42	7
福井	1.70	2
山梨	1.28	17
長野	1.31	15
岐阜	1.53	3
静岡	1.09	38
愛知	1.27	20
三重	1.15	31
滋賀	0.99	42
京都	1.18	28
大阪	1.17	29
兵庫	0.97	44
奈良	1.08	39
和歌山	1.13	34
鳥取	1.22	24
島根	1.44	4
岡山	1.36	11
広島	1.41	9
山口	1.43	5
徳島	1.15	31
香川	1.43	5
愛媛	1.33	13
高知	1.04	40
福岡	1.13	34
佐賀	1.28	17
長崎	1.19	27
熊本	1.22	24
大分	1.29	16
宮崎	1.25	21
鹿児島	1.15	31
沖縄	0.94	45

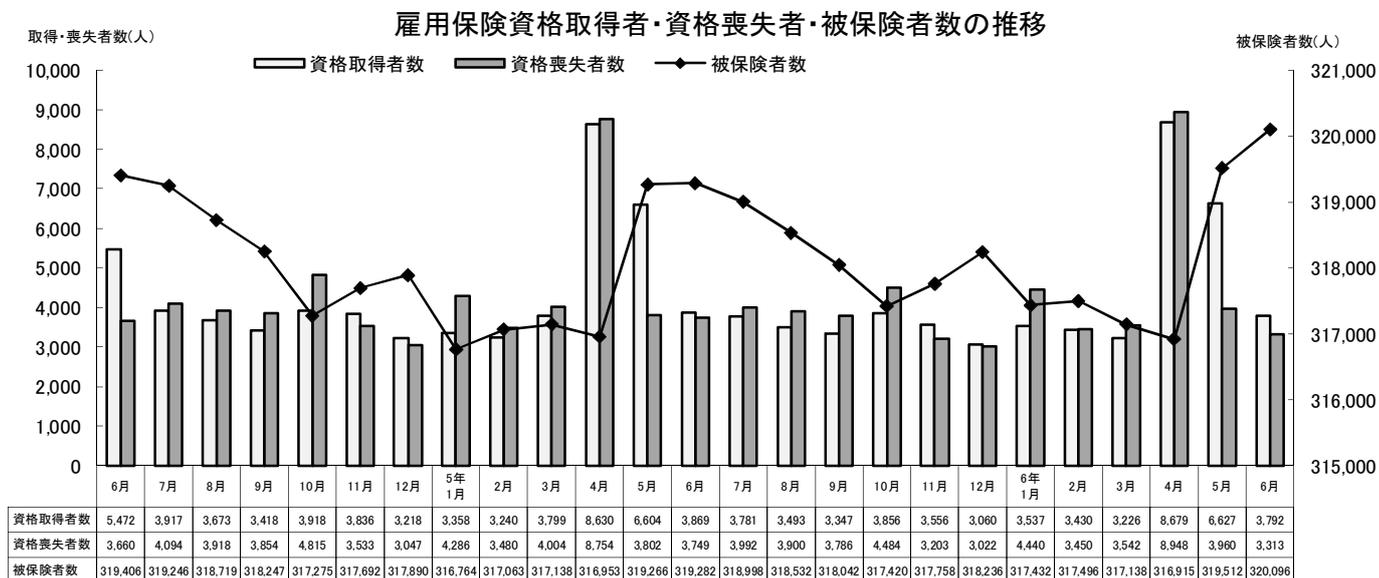
全国の有効求人倍率（季節調整値）6年6月



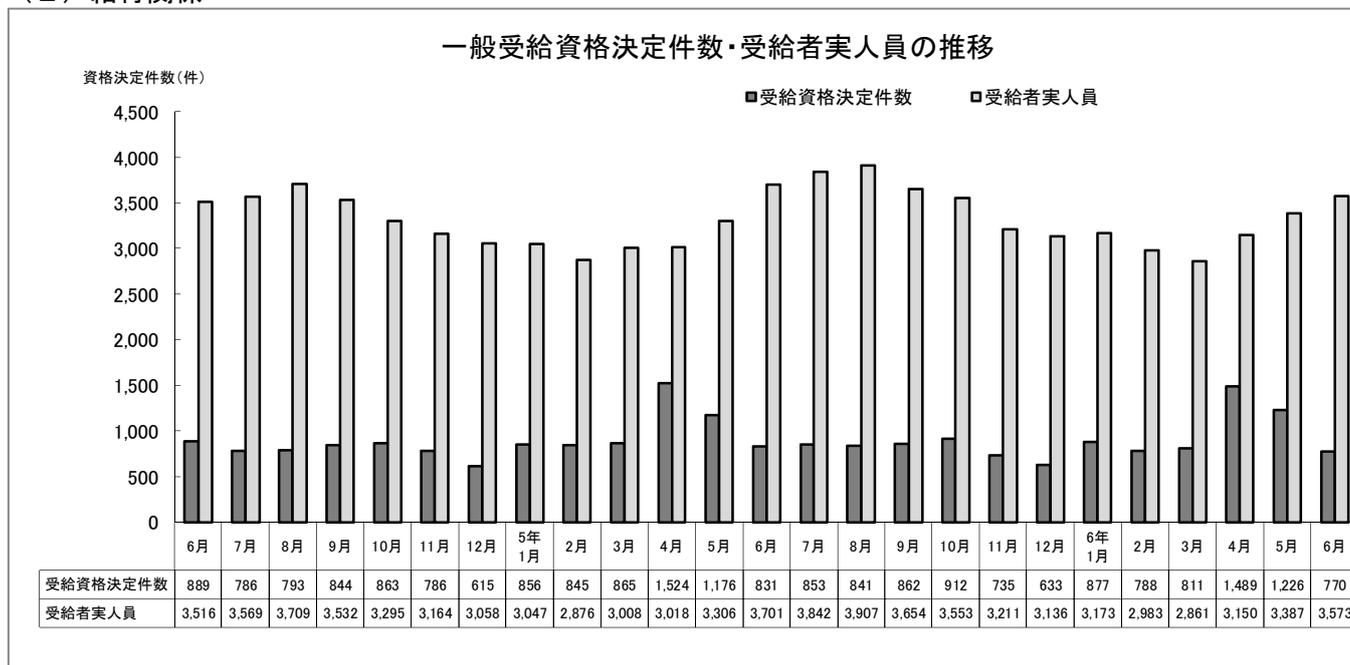
(注) 新規卒卒者を除きパートタイムを含む。

雇用保険の状況

(1) 適用関係



(2) 給付関係



令和6年 6月分

	被保険者数	資格取得者数	資格喪失者数	資格決定件数	受給者実人員
全 国	45,302,749	834,735	530,579	104,226	432,550
香 川	320,096	3,792	3,313	770	3,573

※…受給資格決定件数については、速報値であり、修正があり得る。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	263,841	~ 203,045	1,155	~ 1,045	203,054
A 管理的職業従事者	313,348	~ 263,894	1,300	~ 1,000	340,000
B 専門的・技術的職業従事者	289,160	~ 219,455	1,471	~ 1,255	229,653
07製造技術者(開発)	297,966	~ 206,007	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	319,687	~ 211,722	1,250	~ 1,250	
09建築・土木・測量技術者	354,949	~ 229,927	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	430,321	~ 321,938	2,340	~ 2,020	
13保健師, 助産師, 看護師	279,852	~ 218,572	1,533	~ 1,284	
14医療技術者	286,376	~ 229,524	1,693	~ 1,412	
16社会福祉専門職業従事者	248,049	~ 208,683	1,227	~ 1,121	
C 事務従事者	230,286	~ 188,374	1,082	~ 1,006	184,140
25一般事務従事者	217,154	~ 182,704	1,084	~ 1,014	
26会計事務従事者	268,739	~ 201,591	1,117	~ 983	
28営業・販売事務従事者	285,404	~ 208,130	1,100	~ 988	
D 販売従事者	268,810	~ 205,985	1,037	~ 988	208,426
32商品販売従事者	228,519	~ 189,332	1,051	~ 996	
34営業職業従事者	288,597	~ 214,056	1,343	~ 1,268	
E サービス職業従事者	237,884	~ 191,724	1,144	~ 1,017	194,320
36介護サービス職業従事者	230,150	~ 191,398	1,233	~ 1,031	
37保健医療サービス職業従事者	208,001	~ 174,713	1,167	~ 1,037	
39飲食物調理従事者	242,479	~ 191,787	1,078	~ 974	
40接客・給仕職業従事者	278,937	~ 212,127	1,122	~ 1,026	
41居住施設・ビル等管理人	163,184	~ 159,488	1,043	~ 1,029	
F 保安職業従事者	198,309	~ 179,504	1,064	~ 1,002	181,538
G 農林漁業従事者	241,158	~ 189,320	1,064	~ 968	193,684
H 生産工程従事者	263,563	~ 195,647	1,066	~ 987	208,592
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	239,108	~ 193,425	1,010	~ 1,010	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	269,364	~ 201,842	1,250	~ 1,010	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	228,327	~ 182,902	1,019	~ 974	
55機械整備・修理従事者	284,102	~ 198,775	1,475	~ 1,086	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	235,731	~ 182,740	962	~ 962	
58機械検査従事者	254,956	~ 181,197	1,135	~ 987	
59生産関連・生産類似作業従事者	314,621	~ 208,196	1,251	~ 1,029	
I 輸送・機械運転従事者	281,055	~ 220,211	1,188	~ 1,053	249,510
61自動車運転従事者	285,296	~ 223,030	1,194	~ 1,052	
64定置・建設機械運転従事者	285,225	~ 214,089	1,304	~ 1,304	
J 建設・採掘従事者	312,460	~ 203,831	1,373	~ 1,046	266,552
65建設躯体工事従事者	320,385	~ 200,654	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	317,099	~ 213,330	1,500	~ 950	
67電気工事従事者	300,141	~ 198,293	-	~ -	
68土木作業従事者	314,565	~ 201,767	1,341	~ 1,071	
K 運搬・清掃・包装等従事者	238,257	~ 195,988	1,027	~ 983	204,355
70運搬従事者	252,131	~ 203,210	1,078	~ 1,034	
71清掃従事者	220,625	~ 191,563	1,005	~ 972	
72包装従事者	225,968	~ 187,268	1,000	~ 952	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	231,062	~ 187,477	1,047	~ 979	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	260,648	~ 202,523	1,166	~ 1,055	211,023
A 管理的職業従事者	314,987	~ 264,373	-	~ -	387,500
B 専門的・技術的職業従事者	289,059	~ 219,516	1,484	~ 1,266	238,000
07製造技術者(開発)	306,948	~ 211,510	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	303,331	~ 213,201	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	356,468	~ 227,440	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	480,518	~ 341,427	2,600	~ 2,500	
13保健師, 助産師, 看護師	271,753	~ 225,114	1,573	~ 1,327	
14医療技術者	285,749	~ 229,087	1,710	~ 1,446	
16社会福祉専門職業従事者	246,289	~ 206,891	1,197	~ 1,110	
C 事務従事者	235,203	~ 190,638	1,106	~ 1,026	185,534
25一般事務従事者	215,916	~ 183,702	1,104	~ 1,035	
26会計事務従事者	284,081	~ 206,787	1,133	~ 992	
28営業・販売事務従事者	298,367	~ 210,992	1,100	~ 1,000	
D 販売従事者	280,416	~ 211,884	1,029	~ 984	209,848
32商品販売従事者	254,414	~ 199,820	1,070	~ 1,007	
34営業職業従事者	289,470	~ 215,731	1,400	~ 1,100	
E サービス職業従事者	225,380	~ 188,097	1,142	~ 1,021	196,265
36介護サービス職業従事者	236,028	~ 199,497	1,266	~ 1,034	
37保健医療サービス職業従事者	210,756	~ 179,376	1,198	~ 1,075	
39飲食物調理従事者	215,304	~ 181,824	1,075	~ 975	
40接客・給仕職業従事者	240,004	~ 192,236	1,112	~ 1,037	
41居住施設・ビル等管理人	163,429	~ 159,448	1,026	~ 1,026	
F 保安職業従事者	198,856	~ 179,638	1,072	~ 1,002	183,750
G 農林漁業従事者	231,851	~ 200,401	970	~ 923	182,000
H 生産工程従事者	266,067	~ 193,580	1,095	~ 999	220,182
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	259,400	~ 198,867	1,010	~ 1,010	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	255,604	~ 190,626	1,100	~ 920	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	226,803	~ 176,231	1,030	~ 974	
55機械整備・修理従事者	274,688	~ 196,495	1,544	~ 1,125	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	~ -	970	~ 970	
58機械検査従事者	267,750	~ 192,250	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	324,450	~ 208,050	1,204	~ 1,115	
I 輸送・機械運転従事者	271,103	~ 207,555	1,194	~ 1,084	257,500
61自動車運転従事者	265,698	~ 205,146	1,196	~ 1,078	
64定置・建設機械運転従事者	309,892	~ 222,028	1,304	~ 1,304	
J 建設・採掘従事者	313,937	~ 209,336	1,500	~ 1,000	232,000
65建設躯体工事従事者	351,160	~ 201,140	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	311,435	~ 217,811	-	~ -	
67電気工事従事者	309,260	~ 201,455	-	~ -	
68土木作業従事者	305,831	~ 208,898	1,500	~ 1,000	
K 運搬・清掃・包装等従事者	228,798	~ 192,624	1,012	~ 976	215,818
70運搬従事者	250,128	~ 205,848	1,031	~ 994	
71清掃従事者	208,925	~ 186,490	1,008	~ 977	
72包装従事者	217,000	~ 175,500	932	~ 922	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	216,061	~ 176,429	1,021	~ 972	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	270,993	~ 205,599	1,168	~ 1,051	212,011
A 管理的職業従事者	-	~ -	1,300	~ 1,000	-
B 専門的・技術的職業従事者	287,141	~ 224,067	1,447	~ 1,240	217,250
07製造技術者(開発)	265,000	~ 200,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	442,750	~ 212,750	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	343,052	~ 229,938	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	377,000	~ 265,633	2,150	~ 1,900	
13保健師, 助産師, 看護師	285,429	~ 216,943	1,543	~ 1,273	
14医療技術者	303,391	~ 247,182	2,500	~ 2,000	
16社会福祉専門職業従事者	257,724	~ 221,527	1,253	~ 1,115	
C 事務従事者	230,012	~ 196,013	1,047	~ 977	184,085
25一般事務従事者	222,769	~ 191,010	1,036	~ 982	
26会計事務従事者	227,399	~ 190,697	1,300	~ 950	
28営業・販売事務従事者	252,656	~ 203,404	1,200	~ 1,000	
D 販売従事者	277,015	~ 210,649	1,070	~ 993	185,000
32商品販売従事者	219,456	~ 187,192	1,070	~ 993	
34営業職業従事者	303,836	~ 223,536	-	~ -	
E サービス職業従事者	232,586	~ 190,742	1,151	~ 1,021	181,000
36介護サービス職業従事者	222,633	~ 187,118	1,225	~ 1,034	
37保健医療サービス職業従事者	196,754	~ 165,297	1,100	~ 963	
39飲食物調理従事者	274,861	~ 206,558	1,016	~ 965	
40接客・給仕職業従事者	230,581	~ 199,380	1,106	~ 1,024	
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	2,000	~ 1,428	
F 保安職業従事者	-	~ -	-	~ -	150,000
G 農林漁業従事者	278,820	~ 178,220	929	~ 918	200,000
H 生産工程従事者	287,742	~ 207,775	1,079	~ 1,003	195,862
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	236,400	~ 221,000	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	282,867	~ 210,382	1,550	~ 1,050	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	235,578	~ 189,018	1,023	~ 1,000	
55機械整備・修理従事者	345,800	~ 226,260	-	~ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	~ -	920	~ 920	
58機械検査従事者	184,324	~ 160,288	1,135	~ 987	
59生産関連・生産類似作業従事者	338,593	~ 218,570	1,200	~ 1,000	
I 輸送・機械運転従事者	285,559	~ 227,308	1,304	~ 1,048	246,667
61自動車運転従事者	298,839	~ 234,231	1,304	~ 1,048	
64定置・建設機械運転従事者	255,695	~ 208,747	-	~ -	
J 建設・採掘従事者	325,643	~ 191,967	1,000	~ 918	250,000
65建設躯体工事従事者	289,230	~ 200,235	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	345,770	~ 202,669	-	~ -	
67電気工事従事者	322,200	~ 204,280	-	~ -	
68土木作業従事者	323,896	~ 187,483	1,000	~ 918	
K 運搬・清掃・包装等従事者	231,608	~ 195,632	1,057	~ 1,016	184,762
70運搬従事者	239,766	~ 198,984	1,144	~ 1,110	
71清掃従事者	237,552	~ 188,595	977	~ 972	
72包装従事者	298,941	~ 232,941	930	~ 930	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	199,843	~ 186,093	1,095	~ 1,016	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	272,107	~ 207,658	1,135	~ 1,030	209,310
A 管理的職業従事者	-	~ -	-	~ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	268,443	~ 208,618	1,368	~ 1,167	242,609
07製造技術者(開発)	-	~ -	-	~ -	-
08製造技術者(開発を除く)	344,500	~ 208,950	1,250	~ 1,250	-
09建築・土木・測量技術者	310,000	~ 205,400	-	~ -	-
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	322,910	~ 275,650	-	~ -	-
13保健師, 助産師, 看護師	286,238	~ 210,012	1,470	~ 1,193	-
14医療技術者	264,375	~ 226,375	1,700	~ 1,300	-
16社会福祉専門職業従事者	246,191	~ 198,197	1,159	~ 1,087	-
C 事務従事者	212,539	~ 177,787	1,066	~ 986	192,927
25一般事務従事者	209,176	~ 174,969	1,087	~ 998	-
26会計事務従事者	292,000	~ 215,000	1,010	~ 959	-
28営業・販売事務従事者	210,667	~ 187,233	1,100	~ 975	-
D 販売従事者	273,664	~ 203,800	1,101	~ 1,015	240,000
32商品販売従事者	218,469	~ 171,986	1,048	~ 951	-
34営業職業従事者	297,813	~ 217,719	1,500	~ 1,500	-
E サービス職業従事者	286,124	~ 211,196	1,115	~ 1,009	199,167
36介護サービス職業従事者	221,550	~ 183,762	1,084	~ 998	-
37保健医療サービス職業従事者	219,329	~ 170,714	1,033	~ 958	-
39飲食物調理従事者	321,435	~ 220,032	1,118	~ 1,002	-
40接客・給仕職業従事者	323,621	~ 234,941	1,161	~ 1,042	-
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	1,000	~ 950	-
F 保安職業従事者	181,900	~ 175,480	996	~ 996	-
G 農林漁業従事者	282,600	~ 212,700	1,000	~ 950	200,000
H 生産工程従事者	272,286	~ 204,241	1,141	~ 1,021	212,500
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	246,100	~ 192,833	-	~ -	-
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	286,119	~ 212,958	1,000	~ 1,000	-
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	241,013	~ 190,055	1,110	~ 1,027	-
55機械整備・修理従事者	283,392	~ 200,546	-	~ -	-
57製品検査従事者(金属製品を除く)	300,000	~ 220,000	-	~ -	-
58機械検査従事者	300,000	~ 180,000	-	~ -	-
59生産関連・生産類似作業従事者	288,000	~ 171,000	1,500	~ 1,000	-
I 輸送・機械運転従事者	287,327	~ 225,599	1,087	~ 1,043	238,333
61自動車運転従事者	292,430	~ 227,680	1,087	~ 1,043	-
64定置・建設機械運転従事者	273,800	~ 211,000	-	~ -	-
J 建設・採掘従事者	294,226	~ 207,029	-	~ -	350,000
65建設躯体工事従事者	280,000	~ 187,440	-	~ -	-
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	313,200	~ 240,800	-	~ -	-
67電気工事従事者	281,400	~ 194,867	-	~ -	-
68土木作業従事者	307,355	~ 217,718	-	~ -	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	263,415	~ 211,113	1,013	~ 971	213,000
70運搬従事者	279,535	~ 214,597	1,008	~ 955	-
71清掃従事者	216,333	~ 196,667	1,003	~ 976	-
72包装従事者	216,667	~ 181,000	-	~ -	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	268,127	~ 226,700	1,090	~ 973	-

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	258,470	~	199,658	1,123	~ 1,038	204,634
A 管理的職業従事者	301,870	~	260,540	-	~ -	150,000
B 専門的・技術的職業従事者	300,208	~	215,025	1,634	~ 1,346	225,652
07製造技術者(開発)	250,000	~	200,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	275,000	~	205,000	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	393,950	~	210,560	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	374,250	~	310,000	2,400	~ 1,900	
13保健師, 助産師, 看護師	284,500	~	206,586	1,455	~ 1,243	
14医療技術者	296,375	~	215,250	1,400	~ 1,200	
16社会福祉専門職業従事者	252,033	~	211,600	1,725	~ 1,350	
C 事務従事者	212,852	~	176,229	993	~ 944	174,286
25一般事務従事者	212,989	~	175,793	998	~ 945	
26会計事務従事者	205,000	~	185,000	1,000	~ 918	
28営業・販売事務従事者	250,000	~	200,000	1,000	~ 950	
D 販売従事者	231,888	~	192,655	1,025	~ 1,010	201,875
32商品販売従事者	203,872	~	183,873	1,027	~ 1,011	
34営業職業従事者	293,925	~	212,100	970	~ 970	
E サービス職業従事者	217,226	~	174,528	1,145	~ 1,019	213,529
36介護サービス職業従事者	217,481	~	172,515	1,203	~ 1,044	
37保健医療サービス職業従事者	188,700	~	167,867	1,300	~ 1,000	
39飲食物調理従事者	164,700	~	154,700	990	~ 930	
40接客・給仕職業従事者	-	~	-	1,140	~ 1,034	
41居住施設・ビル等管理人	-	~	-	-	~ -	
F 保安職業従事者	-	~	-	-	~ -	-
G 農林漁業従事者	221,280	~	199,280	918	~ 918	222,500
H 生産工程従事者	239,021	~	182,587	983	~ 957	208,519
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	220,000	~	176,000	1,010	~ 1,010	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	245,286	~	194,714	-	~ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	237,641	~	183,947	955	~ 929	
55機械整備・修理従事者	282,575	~	165,375	-	~ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	225,020	~	176,530	1,040	~ 1,040	
58機械検査従事者	-	~	-	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	207,480	~	169,520	1,100	~ 1,000	
I 輸送・機械運転従事者	291,747	~	237,776	1,188	~ 1,014	233,846
61自動車運転従事者	307,881	~	250,078	1,188	~ 1,014	
64定置・建設機械運転従事者	246,296	~	196,331	-	~ -	
J 建設・採掘従事者	308,074	~	211,247	1,364	~ 1,364	222,500
65建設躯体工事従事者	286,267	~	208,400	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	322,800	~	188,400	-	~ -	
67電気工事従事者	268,133	~	189,867	-	~ -	
68土木作業従事者	329,260	~	224,260	1,364	~ 1,364	
K 運搬・清掃・包装等従事者	260,373	~	197,451	1,059	~ 1,007	189,000
70運搬従事者	248,220	~	197,520	1,195	~ 1,120	
71清掃従事者	293,067	~	229,200	987	~ 947	
72包装従事者	183,900	~	161,400	948	~ 948	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	291,800	~	193,467	1,006	~ 961	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	266,190	~	200,240	1,103	~ 1,001	201,623
A 管理的職業従事者	-	~	-	-	~ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	308,256	~	221,547	1,408	~ 1,259	191,739
07製造技術者(開発)	300,000	~	190,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	-	~	-	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	355,385	~	235,385	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	420,000	~	390,000	-	~ -	
13保健師, 助産師, 看護師	288,037	~	218,004	1,457	~ 1,271	
14医療技術者	270,000	~	221,000	1,400	~ 1,200	
16社会福祉専門職業従事者	238,400	~	190,900	1,111	~ 1,111	
C 事務従事者	245,000	~	180,125	1,033	~ 975	170,741
25一般事務従事者	237,000	~	176,375	1,065	~ 989	
26会計事務従事者	275,000	~	199,000	920	~ 920	
28営業・販売事務従事者	210,000	~	190,000	-	~ -	
D 販売従事者	263,845	~	201,255	985	~ 920	195,000
32商品販売従事者	-	~	-	920	~ 920	
34営業職業従事者	263,845	~	201,255	-	~ -	
E サービス職業従事者	244,012	~	183,144	1,137	~ 1,003	199,231
36介護サービス職業従事者	247,241	~	182,843	1,210	~ 1,048	
37保健医療サービス職業従事者	190,507	~	181,735	-	~ -	
39飲食物調理従事者	261,000	~	160,080	979	~ 929	
40接客・給仕職業従事者	258,528	~	200,184	1,092	~ 920	
41居住施設・ビル等管理人	160,000	~	160,000	950	~ 950	
F 保安職業従事者	-	~	-	-	~ -	180,000
G 農林漁業従事者	221,483	~	172,867	1,073	~ 930	200,000
H 生産工程従事者	235,281	~	189,462	1,020	~ 951	195,882
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	~	-	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	276,098	~	203,715	1,150	~ 1,020	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	193,359	~	174,641	992	~ 944	
55機械整備・修理従事者	278,537	~	203,000	1,200	~ 930	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	~	-	918	~ 918	
58機械検査従事者	-	~	-	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	265,750	~	204,500	-	~ -	
I 輸送・機械運転従事者	300,623	~	230,840	940	~ 920	261,818
61自動車運転従事者	300,623	~	230,840	940	~ 920	
64定置・建設機械運転従事者	-	~	-	-	~ -	
J 建設・採掘従事者	289,929	~	206,650	1,500	~ 950	327,500
65建設躯体工事従事者	-	~	-	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	297,500	~	210,600	1,500	~ 950	
67電気工事従事者	302,500	~	180,000	-	~ -	
68土木作業従事者	284,611	~	211,256	-	~ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	243,952	~	196,633	1,018	~ 954	193,529
70運搬従事者	238,503	~	182,667	957	~ 929	
71清掃従事者	269,100	~	220,900	1,023	~ 956	
72包装従事者	210,000	~	190,000	1,100	~ 985	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	-	~	-	-	~ -	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年6月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 土庄

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	253,160	~ 192,794	1,169	~ 1,002	189,429
A 管理的職業従事者	-	~ -	-	~ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	295,056	~ 226,750	1,630	~ 1,323	220,000
07製造技術者(開発)	-	~ -	-	~ -	-
08製造技術者(開発を除く)	325,000	~ 205,000	-	~ -	-
09建築・土木・測量技術者	358,150	~ 267,894	-	~ -	-
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	-	~ -	-	~ -	-
13保健師, 助産師, 看護師	309,000	~ 214,500	1,507	~ 1,263	-
14医療技術者	-	~ -	-	~ -	-
16社会福祉専門職業従事者	230,590	~ 198,109	-	~ -	-
C 事務従事者	209,388	~ 169,949	1,148	~ 1,020	183,333
25一般事務従事者	225,566	~ 174,611	1,200	~ 1,040	-
26会計事務従事者	175,000	~ 158,750	-	~ -	-
28営業・販売事務従事者	-	~ -	-	~ -	-
D 販売従事者	226,345	~ 166,742	998	~ 948	250,000
32商品販売従事者	214,457	~ 163,283	998	~ 948	-
34営業職業従事者	235,262	~ 169,337	-	~ -	-
E サービス職業従事者	232,784	~ 181,394	1,188	~ 989	175,000
36介護サービス職業従事者	246,169	~ 190,494	1,412	~ 994	-
37保健医療サービス職業従事者	-	~ -	-	~ -	-
39飲食物調理従事者	280,000	~ 220,000	1,210	~ 964	-
40接客・給仕職業従事者	288,158	~ 193,615	1,117	~ 1,021	-
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	1,100	~ 920	-
F 保安職業従事者	-	~ -	-	~ -	200,000
G 農林漁業従事者	-	~ -	1,429	~ 1,179	170,000
H 生産工程従事者	250,204	~ 181,192	980	~ 930	160,000
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	~ -	-	~ -	-
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	225,000	~ 175,000	-	~ -	-
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	229,064	~ 179,186	980	~ 930	-
55機械整備・修理従事者	250,500	~ 173,000	-	~ -	-
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	~ -	-	~ -	-
58機械検査従事者	-	~ -	-	~ -	-
59生産関連・生産類似作業従事者	448,000	~ 224,000	-	~ -	-
I 輸送・機械運転従事者	254,052	~ 196,686	1,120	~ 977	-
61自動車運転従事者	254,052	~ 196,686	1,215	~ 1,000	-
64定置・建設機械運転従事者	-	~ -	-	~ -	-
J 建設・採掘従事者	296,825	~ 207,925	-	~ -	200,000
65建設躯体工事従事者	-	~ -	-	~ -	-
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	285,000	~ 206,233	-	~ -	-
67電気工事従事者	-	~ -	-	~ -	-
68土木作業従事者	303,920	~ 208,940	-	~ -	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	201,400	~ 165,420	1,058	~ 951	150,000
70運搬従事者	206,667	~ 163,333	1,100	~ 1,100	-
71清掃従事者	185,600	~ 171,680	1,031	~ 942	-
72包装従事者	-	~ -	1,062	~ 977	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	-	~ -	1,086	~ 929	-

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

第3回中央執行委員会確認／2023.12.21

【重点分野－2】2024年度最低賃金取り組み方針

I. 主旨

【地域別最低賃金】

- 「誰もが時給1,000円」を速やかに達成する。
- 地域間額差の是正を進める。
- 連合は「誰もが時給1,000円」達成後の次の中期目標を設定する。

【特定（産業別）最低賃金】

- 連合本部・構成組織、地方連合会が連携し、特定（産業別）最低賃金の新設・改定に取り組む。
- 地域別最低賃金の近年の引き上げペースを念頭に、特定（産業別）最低賃金の改定申出の基礎となる企業内最低賃金協定の締結・改定に取り組む。

II. 背景

- すべての働く人のために、労使交渉を通じて獲得した労働条件を法定最低賃金の引上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことが、労働運動の責務である。
- 地域別最低賃金は2023年度改定の結果「全国加重平均1,004円」に達したが、連合が掲げる「誰もが時給1,000円」はいまだ実現していない。また、最高額である1,113円であっても年収200万円強にとどまる。
- 連合本部・構成組織・地方連合会一丸となって、2024年度の地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の引き上げ・新設等をめざす必要がある。
- また、中期目標について、政府は、地域別最低賃金を「2030年代半ばまでに全国平均が1,500円となることをめざす」としているが、その考え方や目標水準、時間軸を設定した根拠についての説明はない。連合は、2023年9月に実施した、最低賃金に関する海外調査なども踏まえ、「誰もが時給1,000円」達成後の次の中期目標を設定することを通じて社会的な議論と合意形成を促進し、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準の実現をめざす。

III. 具体的な取り組み
別紙の通り。

以 上

2024 年度最低賃金の具体的な取り組みについて

I. 地域別最低賃金について（課題認識は参考1参照）

1. 基本的な考え方

- 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。そしてその水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきである。
- 2023 年度改定の結果「全国加重平均 1,004 円」に達したが、連合が掲げる「誰もが時給 1,000 円」はいまだ実現していない。全都道府県において早期に 1,000 円に到達し、以下の新たな中期目標をめざして更なる引き上げをめざす。
- 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。

2. 中期目標

- (1) 今後 2 年程度で、全都道府県で 1,000 円以上への引き上げをめざす。
- (2) 1,000 円達成後については、連合リビングウェイジ（参考2）および一般労働者の賃金の中央値の 6 割水準をめざし、段階的に取り組む。
 - ①連合リビングウェイジは、経済動向などを踏まえ定期的に改定する（基本改定は 5 年目途、簡易改定はほぼ毎年）。
 - ②一般労働者の賃金の中央値の 6 割の水準は、相対的貧困ラインを念頭に最低賃金の国際標準を意識したものである。現在の日本の比率は 47.8%¹程度であり、中期的な全国目標として 6 割水準への到達をめざす。なお、時間軸については、経済・物価・雇用等の情勢を加味しながら毎年 1 ポイントを目途としたペースで改善をはかり、2035 年ごろの実現をめざす。
 - ③地域間の「額差」縮小をはかりつつ、中期的な全国目標の実現をめざす。

<補足説明>

- 国際的には一般労働者の賃金の平均値や中央値の 5~6 割が相対的貧困ラインとされている（参考3）。
- EU が 2022 年に発令した最低賃金に関する指令では、「中央値の 60%」と「平均値の 50%」を国際的に共通して用いられる指標となる基準値とし、最低賃金を定めている各国の適正水準への引き上げを促している²。
- 英国では 2016 年当時の中央値比率は 54%程度であったが、同年に「中央値の 60%」を 5 年後の中期目標に定め、公労使による委員会で経済や物価の状況、雇用への影響などを点検しながら柔軟に毎年の引き上げ幅を勧告している。結果的に各年約 1 ポイントの改善ペースで引き上げを行ったが、コロナ禍の時期を除けば、2%成長の下で雇用や物価に大きな影響を与えることはなかった。2020 年に「中央値の 60%」を計画通りに達成したことから、「中央値の 2/3」を次の中期目標に定め、2024 年に達成の見込みである。

¹ 2022 年度賃金構造基本統計調査と 2023 年度改定後の最低賃金額を用いて連合試算。47.8%は全国加重平均で算出。なお、一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。

² 連合「最低賃金に関する海外調査」最終報告（2023.11）参照

○日本におけるシミュレーションは参考4の通り。現在の賃上げを中期的に継続し（一般労働者の所定内賃金の中位数が年2～3%上昇）、12年程度で中位数の6割水準まで引き上げる場合、2035年ごろには1,600円～1,900円程度となる。

3. 2024年度の目標

○2024年度改定にあたっては、外部労働市場における求人募集賃金の実態や高卒初任給との均衡も考慮の上、連合リビングウェイジおよび相対的貧困ライン水準などの絶対水準を重視し、以下の水準への到達をめざす。また、Cランクの底上げと同一ランク内での額差縮小にこだわって取り組む。

1,000円未達地域 (39道県)	可能な限り速やかに1,000円に到達する ※950円以上の道県は下記1,000円到達地域に準じて対応
1,000円到達地域 (8都府県)	高卒初任給 ³ との均衡や連合リビングウェイジ ⁴ 、現時点の相対的貧困ラインの水準(1,286円 ⁵)

4. 中央最低賃金審議会における具体的な取り組み

(1) 日程配置

○全都道府県で10月1日に改正が発効できるよう、昨年よりも前倒しをはかり、遅くとも7月末までの目安答申をめざす。

(2) 目安額の考え方

○連合本部は、「2. 中期目標」を踏まえ、法定最低賃金決定の3要素を考慮しつつ、額差改善に結びつく目安の引き出しをめざす。具体的な考え方は、目安審議前に改めて示す。

(3) その他

○中央最低賃金審議会は、地方での審議に資するよう、審議会でとりまとめた目安額等について、地方審議会委員への理解浸透をはかる。

5. 地方最低賃金審議会における具体的な取り組み

(1) 要請行動

○地域別最低賃金の改定などに関わる要求提出および要請は、それぞれの実情を踏まえ可能な限り3月上旬までに労働局および経営者団体などに対して行う。

(2) 公益委員や使用者側委員への理解活動

○公労使が共通理解に基づき審議を行うことができるよう、事前の働きかけを行うとともに、労働局主催で公労使の学習会や現場視察の実施等呼びかける。

(3) 構成組織との連携

○地方連合会の方針に沿って、労働者側委員と最低賃金対策委員会が十分に連携をはかりつつ審議会対応を強化する。

(4) 日程配置

○10月1日までの発効をめざし、審議日程を配置する。

(5) 金額審議

³ 「2023年度決定初任給の最終結果」（労政時報、2023）より、高卒・事務技術の初任給額は180,494円であり、これを2022年度賃金構造基本統計調査における所定労働時間165時間で除すと1,094円となる。

⁴ 2023年9月に消費者物価を機械的に反映した簡易改定を実施した（参考2）。

⁵ 一般労働者の所定内給与額の中央値272,900円/月（165時間）+年間賞与の平均値884,500円/12月（2022賃金構造基本統計調査第1表、第3表）に2023毎月勤労統計で2023年の賃上げ分が反映していると推測される5-9月の一般労働者所定内給与（共通事業所集計）前年比2.0%の伸びを反映した金額の60%の時給相当額は1,286円となる。

- 中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、地域における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、隣県との差なども考慮しつつ、絶対額での適正な水準確保をめざして自主性を発揮した取り組みを進める。
- なお、生計費としては各都道府県の連合リビングウェイジ時間額（参考2）や相対的貧困ラインの水準（全国）を重視し、セーフティネットとして実効性の高い水準をめざす。

（6）情報共有

- 審議経過は都度連合本部に報告するとともに、@RENGO最低賃金システムに審議経過・結審内容を随時入力することにより、情報の共有化をはかり、金額引き上げの相場形成・波及に努める。
- 後半日程で審議する地方への影響が懸念される状況となった場合は、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。

II. 特定（産業別）最低賃金について

1. 基本的な考え方

- 特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中であっても、何ら変わることはない。
- 公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定（産業別）最低賃金の意義や必要性は高まっている。公労使はその重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて、審議会運営の進め方等も含め、真摯な議論を尽くすべきである。
- したがって、構成組織（本部及び地方組織）・関係組合および地方連合会に密に連携し、当該特定（産業別）最低賃金が適用されている労働者の現況や当該産業の実態と今後の展望について状況を共有するとともに、地域における産業ごとの企業横断的な賃金決定システムとしての役割を十分考慮して対応する。

2. 企業内最低賃金協定の締結・水準引上げ

- 地域別最低賃金に対する優位性低下に歯止めをかけるためには、企業内最低賃金協定の新規締結・水準引き上げ・適用労働者拡大が急務である。高卒初任給の大幅な上昇など労働市場の変化も踏まえて、企業内の賃金の底支えと組合員の生活の安心・安定、人材確保の視点に加え、企業横断的な賃金決定システムとして特定（産業別）最低賃金の新設・金額改正に寄与することを強く意識し、以下の通り取り組む。
 - ①すべての組合は、企業内すべての労働者を対象に企業内最低賃金協定を締結する。
 - ②締結水準は、生活を賄う観点⁶と初職に就く際の観点⁷を重視し、2024年度は「時給1,200円以上」をめざし、地域別最低賃金1,000円到達地域の目標として相対的貧困ラインの水準（1,286円⁸）を掲げていることも踏まえ、さらなる引き上げをめざす。加えて、近年の地域別最低賃金の引き上げペースを念頭に企業内最低賃金

⁶ 参考2参照。

⁷ 脚注3参照。

⁸ 脚注5参照。

協定を総点検し、地域別最低賃金に対する優位性を保つことができる額への引き上げをはかる。

- ③交渉の過程では、使用者に対し、企業内最低賃金および特定（産業別）最低賃金の目的・役割を十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求める。
- ④構成組織は、加盟組合の企業内最低賃金協定の新規締結、締結水準の引き上げ、適用労働者の拡大に向けた支援を強化する。

3. 地方最低賃金審議会における具体的な取り組み（詳細は参考5）

（1）連携強化

- 構成組織本部、構成組織地方支部組織、地方連合会、連合本部が連携を密にしながらかかり取り組みをはかる。

（2）理解活動の促進

- 地域別最低賃金のみならず、特定（産業別）最低賃金についても、公労使が共通理解に基づき審議を行うことができるよう、事前の働きかけを行うとともに、労働局主催で公労使の学習会の開催すること等と呼びかける。

（3）申出段階における企業内最低賃金協定の総チェック

- 申出を行う構成組織は、近年の地域別最低賃金の引き上げペースを念頭に、申出に添付する企業内最低賃金協定の水準を点検する。

（4）必要性審議における当該産業労使のイニシアティブ発揮

- 必要性審議が難航する場合等については、当該産業労使の意見を十分踏まえて審議がなされるように、「参考人」を招集することや当該産業の労使が入った場で必要性を審議すべきことも主張する。
- なお、「2002年中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度に関する全員協議会報告」では、「関係労使の参加による必要性審議」の重要性が確認されていることも主張根拠の1つとする。

（5）地域別最低賃金と著しく近接した場合の対応

- 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金が著しく接近した場合、構成組織は、関係する組合及び地方連合会と当該特定（産業別）最低賃金が適用されている労働者の現況や当該産業の実態と今後の展望について状況を共有するとともに、対象労働者や業種区分の変更等も視野に入れ、今後の対応を検討する。
- なお、一度地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金と同額以上となった場合であっても、金額改正の「必要性有り」を引き出すケースは少なくない。構成組織は、関係する組合及び地方連合会と連携し、「必要性あり」を引き出すべく粘り強く取り組みを進める。

（6）新設の取り組み

- 構成組織は特定（産業別）最低賃金の有無にかかわらず、新設に向けた検討を進める。なお、新設の動きがある場合は、事前に連合本部と連携し対応する。また、2024年4月に産業分類の変更が施行されることによる既存の業種への影響をあらかじめ想定し必要な対応をはかる。

（7）廃止等の動きへの対応

- 労働局長の職権による廃止等の動きがある場合には、他の特定（産業別）最低賃金へ及ぶ影響も踏まえ、事前に連合本部と連携し対応する。

Ⅲ. 最低賃金の遵守を求める取り組み

1. 連合本部の取り組み

- 最低賃金の履行確保のため、労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化をはかるよう、国に対し引き続き求める。
- 最低賃金の引き上げにともなう労務費の上昇分を適切に価格転嫁できるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性の確保等について、国に対し引き続き求める。
- 「連合アクション」との連動なども含め、最低賃金の遵守および引き上げに向けた大衆行動を随時実施する。
- 地域別最低賃金改定額の周知を促進するため、チラシデータを提供する。チラシ作成や新聞広告などを実施する地方連合会に対し、費用を一部補助する。

2. 地方連合会の取り組み

- 地域別最低賃金改定額の決定後、街宣行動でのチラシ配布や新聞広告など地域実情に応じた方法で周知活動を行う。
- 最低賃金の履行確保に向けた監督行政の抜本強化を労働局に求める。加えて、政策・制度要請の機会等を捉え、都道府県知事等に対しても、最低賃金の重要性に関する理解を求める。

3. 構成組織の取り組み

- 構成組織は、特定（産業別）最低賃金の改定について、関係団体へ周知する。あわせて、加盟組合を通じて、当該事業所において特定（産業別）最低賃金が適用される全労働者への周知をはかる。

IV. ブロック会議・学習会などの開催

1. 連合本部の取り組み

- 全国最低賃金対策会議を開催し、構成組織・地方連合会との情報連携を密にする（目安審議前の6月、目安答申後の7月を想定）。
- 最低賃金全国学習会を開催する（6月を想定）。
- 構成組織、地方連合会、地方ブロックが自主的に開催する担当者会議などに、要請に応じて中央最低賃金審議会委員、連合本部担当者を派遣する。なお、地方ブロック担当者会議の開催費用については、連合本部が一部補助する。

2. 地方連合会の取り組み

- 目安審議前（5月～6月）に、地方最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員が会するブロック別の担当者会議を開催する。ブロック別の担当者会議には、特定（産業別）最低賃金を有する構成組織本部担当者等が参加し、特定（産業別）最低賃金に関する構成組織と地方連合会の連携を強化する。
- 地方最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員の合同学習会・情報交換会等を開催する。
- 連合本部および地方ブロック連絡会が開催する最低賃金担当者会議および最低賃金学習会に参加し、地方連合会間の情報連携を密にする。

3. 構成組織の取り組み

- 特定（産業別）最低賃金を管轄している構成組織は、組合役員の世代交代状況も

踏まえ、学習会・情報交換会等を開催する。

- 地方連合会が開催するブロック別の担当者会議には可能な限り現地参加し、特定（産業別）最低賃金に関する構成組織と地方連合会の連携を強化する。
- 連合本部や地方ブロックが開催する諸会議に参加する。また、地方ブロック連絡会および地方連合会が開催する諸会合への参加を加盟組合に促す。

以 上

参考1：最低賃金を巡る課題認識

I. 絶対水準が低く、地域間額差が大きい地域別最低賃金

- 地域別最低賃金は、2023年度改定審議の結果、全国加重平均で1,004円(+41円)となったが、連合が掲げる「誰もが時給1,000円」はいまだ実現していない。また、当該水準で年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、すべての働く者のセーフティネットとしては不十分である。地域別最低賃金は、最低賃金法第1条に規定する生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へと引き上げるべきである。
- 地域間額差の是正も大きな課題である。2002年度の時間額統一時には104円であった最高額と最低額の額差は、2019年度の223円まで拡大し、2022年度には219円まで縮小したものの、2023年度には再び220円にまで拡大した。深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。2023年度改定審議では、新たなCランク県を中心に多くの地方で地域間額差縮小につながる、目安額からの大幅な上積みを獲得しているが、地域間額差の是正に向けて引き続き取り組む必要がある。
- 他方、政府は全国加重平均1,000円達成後の新たな中期目標として、2030年代半ばまでに全国平均が1,500円となることをめざす」としているが、その考え方や目標水準、時間軸を設定した根拠についての説明はない。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準としては、少なくとも相対的貧困ラインとして国際的に認識されている賃金中央値の6割に到達する必要があると考えられる。

II. 地域別最低賃金に対する優位性確保が困難な特定（産業別）最低賃金

- 地域別最低賃金の引上げピッチが加速する中、特定（産業別）最低賃金の引上げ幅が追従できないケースが増えている。近年は、企業内最低賃金協定の水準の低さを理由に申出が困難となったり、使用者側委員の強い抵抗などにより必要性審議が難航したりというケースが少なくない。結果、地域別最低賃金に対する優位性確保困難な事例が増えている上、2023年においては必要性審議の後に金額改定を行った特定（産業別）最低賃金のうち、3分の1弱が地域別最低賃金の引き上げ幅を下回るという非常に厳しい状況に置かれた。
- 地域別最低賃金に対する特定（産業別）最低賃金の枠組みを堅持し、その効果を高めていくためには、企業内最低賃金の取り組みの強化が不可欠である。特定（産業別）最低賃金を有する構成組織は当然のこと、新設等も視野に、すべての構成組織は、加盟組合の企業内最低賃金協定の新規締結、締結金額の引上げ、適用労働者の拡大に向け支援を強化していく必要がある。

以上

参考2：2023 簡易改定LWと 2023 地域別最低賃金との比較

		2023簡易改定LW			同自動車保有の場合			⑤2023 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h (円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地賃A	東 京	1,270	209,000	87.6	1,582	261,000	70.4	1113	101.5	125.6
	神 奈 川	1,200	198,000	92.7	1,515	250,000	73.4	1112	101.1	106.1
	大 阪	1,120	185,000	95.0	1,430	236,000	74.4	1064	98.2	88.3
	埼 玉	1,140	188,000	90.2	1,448	239,000	71.0	1028	98.8	92.5
	愛 知	1,100	182,000	93.4	1,400	231,000	73.4	1027	97.5	82.7
	千 葉	1,140	188,000	90.0	1,448	239,000	70.8	1026	99.2	91.0
	京 都	1,130	187,000	89.2	1,442	238,000	69.9	1008	99.4	87.6
地賃B	兵 庫	1,120	185,000	89.4	1,430	236,000	70.0	1001	98.2	88.4
	静 岡	1,080	179,000	91.1	1,388	229,000	70.9	984	97.3	79.0
	三 重	1,070	177,000	90.9	1,382	228,000	70.4	973	98.4	71.8
	広 島	1,080	179,000	89.8	1,388	229,000	69.9	970	97.8	76.0
	滋 賀	1,090	180,000	88.7	1,400	231,000	69.1	967	98.6	77.3
	北 海 道	1,080	178,000	88.9	1,394	230,000	68.9	960	100.7	66.7
	栃 木	1,070	176,000	89.2	1,370	226,000	69.7	954	97.4	71.5
	茨 城	1,070	176,000	89.1	1,364	225,000	69.9	953	97.3	71.5
	岐 阜	1,050	174,000	90.5	1,358	224,000	70.0	950	96.5	71.0
	富 山	1,060	175,000	89.4	1,364	225,000	69.5	948	97.7	68.9
	長 野	1,050	174,000	90.3	1,352	223,000	70.1	948	96.7	68.9
	福 岡	1,080	178,000	87.1	1,376	227,000	68.4	941	97.0	76.3
	山 梨	1,050	174,000	89.3	1,358	224,000	69.1	938	97.3	68.1
	奈 良	1,070	177,000	87.5	1,376	227,000	68.0	936	96.3	77.7
	群 馬	1,040	171,000	89.9	1,333	220,000	70.1	935	95.6	67.7
	石 川	1,080	178,000	86.4	1,388	229,000	67.2	933	98.8	72.5
	岡 山	1,070	176,000	87.1	1,370	226,000	68.0	932	97.1	73.5
	新 潟	1,070	176,000	87.0	1,364	225,000	68.3	931	97.4	71.1
	福 井	1,070	176,000	87.0	1,370	226,000	68.0	931	98.5	68.2
	和 歌 山	1,070	176,000	86.8	1,370	226,000	67.8	929	98.7	67.8
	山 口	1,050	174,000	88.4	1,364	225,000	68.1	928	99.4	62.8
宮 城	1,090	180,000	84.7	1,394	230,000	66.2	923	98.4	77.1	
香 川	1,070	177,000	85.8	1,376	227,000	66.7	918	97.9	71.5	
島 根	1,050	174,000	86.1	1,364	225,000	66.3	904	98.9	64.5	
福 島	1,060	175,000	84.9	1,364	225,000	66.0	900	98.5	66.8	
愛 媛	1,050	173,000	85.4	1,352	223,000	66.4	897	97.6	65.9	
徳 島	1,060	175,000	84.5	1,364	225,000	65.7	896	98.5	66.7	
地賃C	山 形	1,070	177,000	84.1	1,382	228,000	65.1	900	99.8	68.0
	鳥 取	1,050	173,000	85.7	1,352	223,000	66.6	900	97.8	64.0
	佐 賀	1,050	174,000	85.7	1,358	224,000	66.3	900	97.5	67.1
	大 分	1,050	173,000	85.6	1,345	222,000	66.8	899	97.2	65.6
	青 森	1,040	172,000	86.3	1,345	222,000	66.7	898	98.0	62.3
	長 崎	1,060	175,000	84.7	1,364	225,000	65.9	898	98.5	65.8
	熊 本	1,050	174,000	85.5	1,364	225,000	65.9	898	98.4	65.9
	秋 田	1,040	172,000	86.3	1,345	222,000	66.7	897	97.9	62.9
	高 知	1,050	174,000	85.4	1,358	224,000	66.1	897	98.6	64.2
	宮 崎	1,020	168,000	87.9	1,315	217,000	68.2	897	95.8	60.4
	鹿 児 島	1,020	168,000	87.9	1,315	217,000	68.2	897	95.9	61.1
沖 縄	1,080	179,000	83.0	1,388	229,000	64.6	896	99.0	72.4	
岩 手	1,050	174,000	85.0	1,358	224,000	65.8	893	98.3	65.0	

*1 ①③時間額は、それぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省2022)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入
 *2 さいたま市のリビングウェイジ(成人単身)を住居費(50,174円)と住居費以外(143,623円、自動車保有の場合は193,706円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出した
 *3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局、2022)の「家賃を除く総合」指数から算出した
 *4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局、2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出した

参考3：相対的貧困率の国際比較

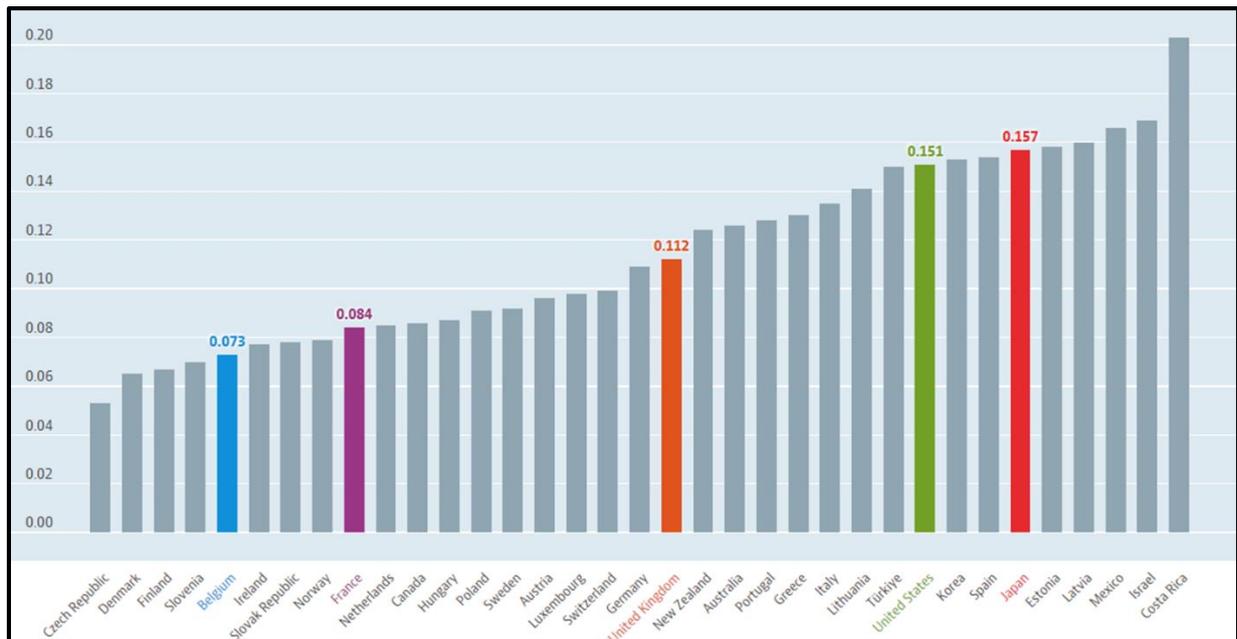


図. OECD諸国における貧困率⁹(全年齢)
出所:OECDdata(2023/11/7 現在)

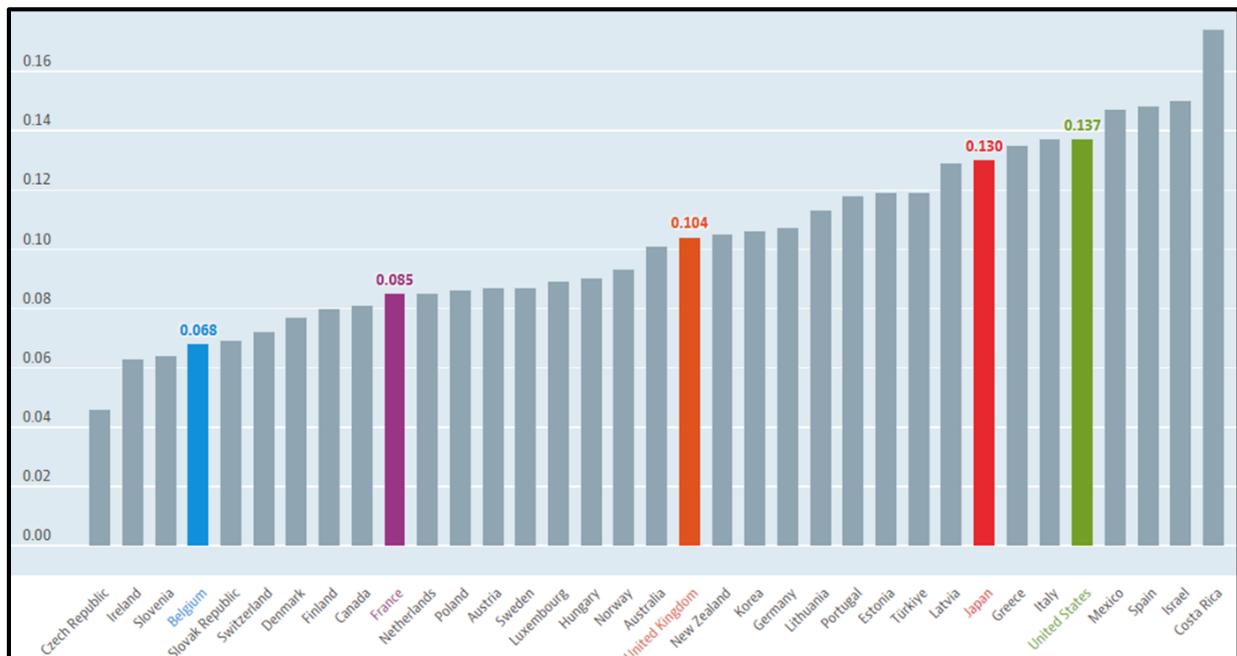


図. OECD諸国における貧困率¹⁰(18-65 歳)
出所:OECDdata(2023/11/7 現在)

⁹ 貧困率は全人口の家計所得中央値の半分を下回っている人の割合。日本の数値は国民生活基礎調査（2018年）より。2023年の貧困率は15.4%（0.154）。国によって反映されているデータ時点が異なる点に留意。

¹⁰ 国によって反映されているデータ時点が異なる点に留意

参考4：賃金中央値の6割水準に関するシミュレーション

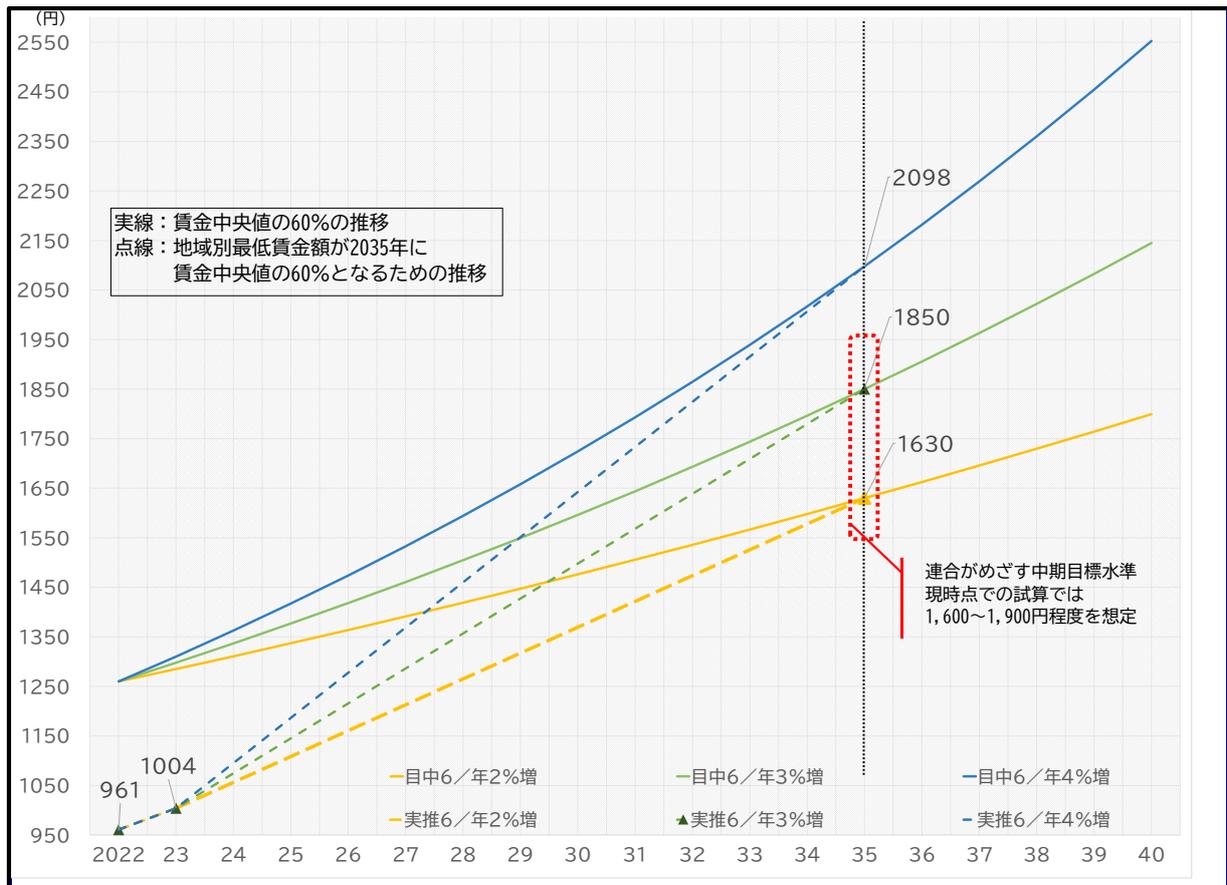


図. 年間賃金上昇率別、賃金中央値の60%に到達するための最低賃金額推移
 注. 2022 賃金構造基本統計調査1表より。一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。各実線は、算出した「中央値」が、それぞれ毎年2%、3%、4%ずつ上昇することを想定し試算したもの。各点線は、2035年に同試算値に到達するための推移。

参考5：特定（産業別）最低賃金の改定に向けた具体的な取り組み手順

意向 表明	新設・金額改正に係る「意向表明」は、構成組織本部、構成組織地方支部組織、地方連合会が連携を密にし、遅くとも3月末までに行う。	
	① 産業のくくり・基幹的労働者の決定	地方連合会は、できる限り早い時期に最低賃金対策委員会などを開催し、構成組織地方支部組織や構成組織本部と連携の上、「金額改正および新設」産業の決定、「新設」の場合の産業のくくり方、対象労働者の範囲などを確定させる。
	② 使用者との事前協議	意向表明に先立って、構成組織本部や構成組織地方支部組織は当該産業の使用者団体と、地方連合会は都道府県の経営者団体と、それぞれ意思疎通を十分にはかり、合意形成に努める。
申出	新設・金額改正に係る申出は、各構成組織本部、構成組織地方支部組織、地方連合会が連携を密にし、6月末を目途を基本とし、遅くとも7月末までに行う。	
	① 適用労働者数の確定	適用労働者数は毎年の労働者数の増減も勘案した上で意向表明後に各労働局より通知される。直近の雇用変化の動向について事前に労働局との十分な意思疎通を行った上で、適正な適用労働者数を確定させ、申出の前倒しをはかる。 適用労働者数の大きな変化や産業分類上の扱いなど精査が必要な案件については、労働局と事務手続上の協議を十分に行うとともに、事前に構成組織本部、連合本部と連携する。
	② 合意労働者の確保	構成組織は、合意労働者確保に向けた「必要性」の機関決議や個別合意（個人署名）の集約などに努め、申出に向けた準備を進める。なお、労働協約ケースによる申出の拡大をめざす。公正競争ケースによる申出であっても、可能な限り合意労働者に占める「企業内最低賃金協定」適用労働者のウエイトを高めるよう、構成組織は企業内最低賃金協定締結の拡大と水準改善に取り組む。
	③ 企業内最低賃金協定額のチェック	事実上、申出に添付する企業内最低賃金協定の下限額が、特定（産業別）最低賃金改正の上限となる。したがって、地域別最低賃金に対する優位性および地域別最低賃金の近年の引上げの状況等も踏まえ、申出に添付する企業内最低賃金協定の水準をチェックする。
審議	審議にあたっては、当該専門部会労働者側委員と地方連合会や構成組織地方組織との連携強化をはかる。	
	① 使用者との事前協議	当該産業労使の合意形成に向けた事前の働きかけを強化する。

② 必要性審議	<p>地方最低賃金審議会本審で行われる「必要性の審議」において必ず「必要性あり」の答申を引き出した上で、当該産業労使が参加する専門部会で金額審議を行う。なお、特定（産業別）最低賃金の水準は、地域別最低賃金額を上回らなければならないので、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の水準が僅差の場合には、「必要性の審議」が事実上の金額審議となる。したがって、「必要性の審議」においては、当該労使の意見を十分踏まえて審議がなされるように、「参考人」を招集することや当該産業の労使が入った場で必要性を審議すべきことも主張すべく、構成組織本部や連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。</p>
③ 金額審議	<p>金額改定については、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざす。</p>
④ 発効日	<p>年内発効を基本とし、さらに前倒しし10月～11月発効もめざす。</p>
⑤ 情報共有	<p>専門部会労働者側委員は審議の進捗状況を地方連合会へ報告する。地方連合会はその内容を@RENGOの最低賃金情報システムに随時入力して情報の共有化をはかり、各産業の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。</p>

■その他参考資料

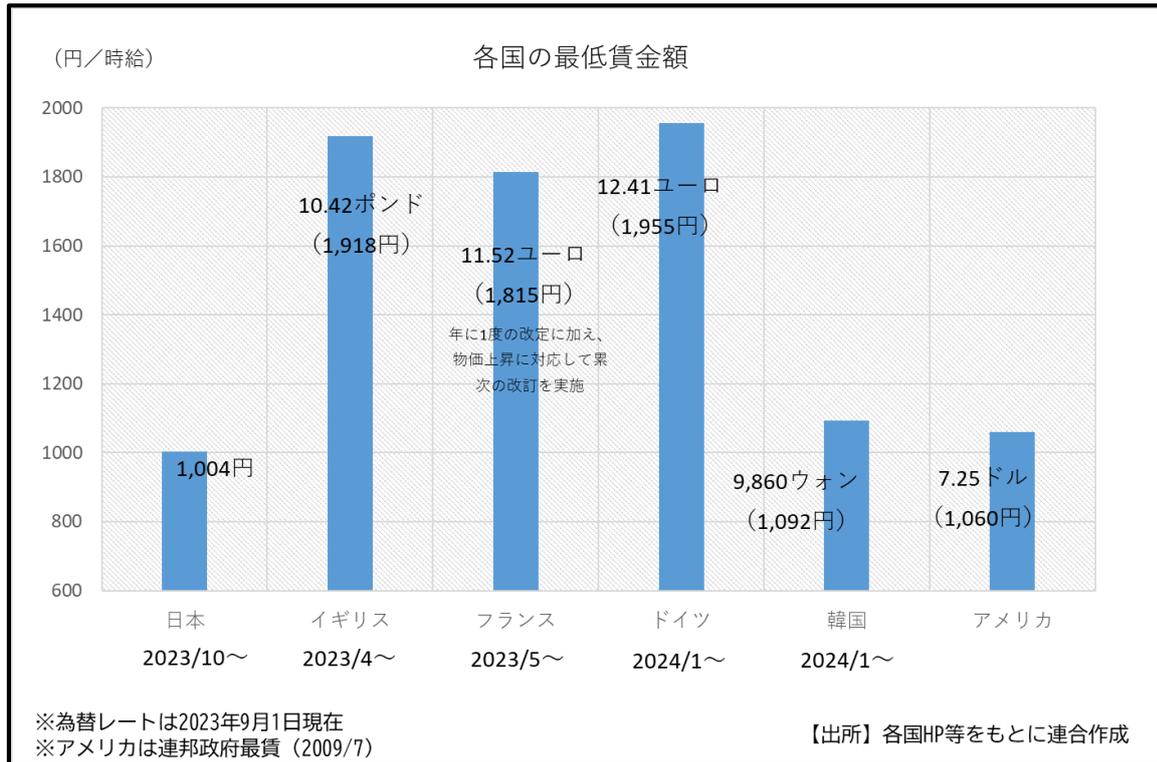


図. 最低賃金の国際比較

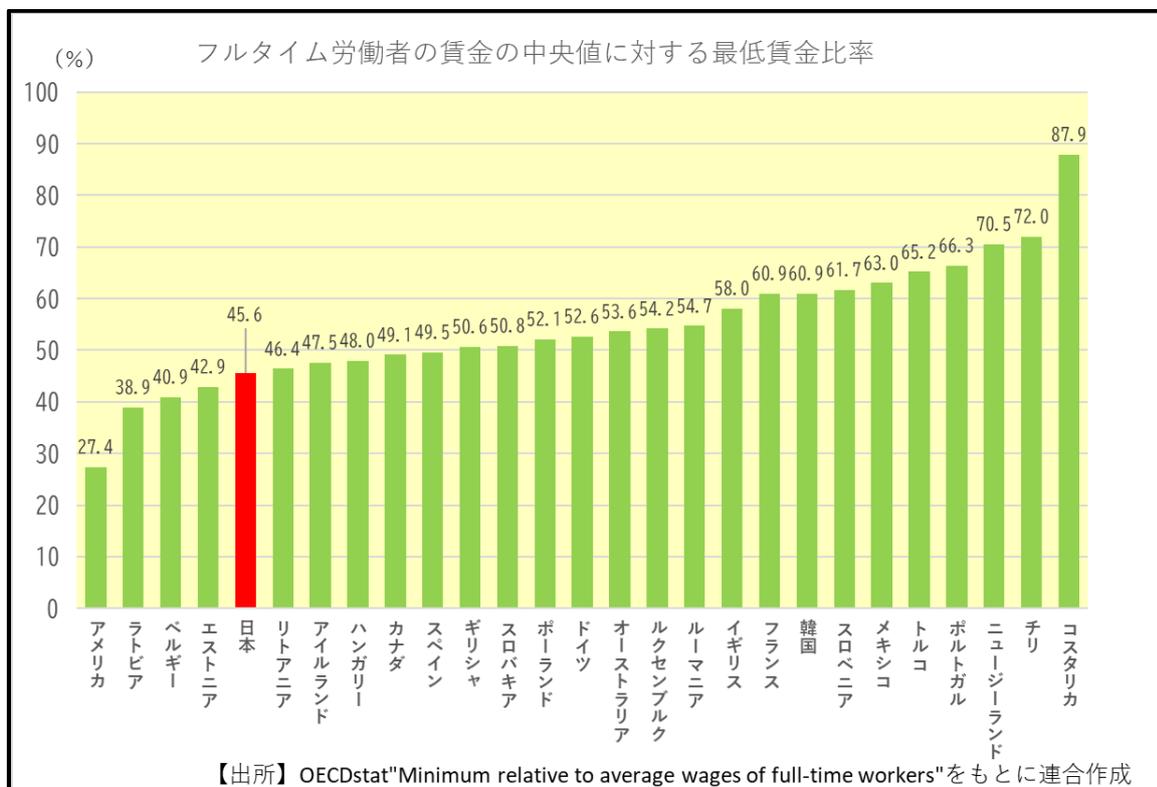


図. フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率¹¹

¹¹ 中央値の値は賃金構造基本統計調査(2022)をもとにOECD試算。なお当該試算における最低賃金は2021年改定後の全国加重平均930円を用いている。